【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月21日

【中間会計期間】 第118期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

【会社名】 株式会社 南日本銀行

【英訳名】 The Minami-Nippon Bank,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 田中 暁爾

【本店の所在の場所】 鹿児島市山下町1番1号

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 若松 丈

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋3丁目15番2号 東京鹿児島ビル2F

株式会社南日本銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3270-7210

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 山田 大介

【縦覧に供する場所】 株式会社南日本銀行 熊本営業部

(熊本市中央区下通1丁目7番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

# 第一部 【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2023年度 中間連結 会計期間	2024年度 中間連結 会計期間	2025年度 中間連結 会計期間	2023年度	2024年度
		(自2023年 4月1日 至2023年 9月30日)	(自2024年 4月1日 至2024年 9月30日)	(自2025年 4月1日 至2025年 9月30日)	(自2023年 4月1日 至2024年 3月31日)	(自2024年 4月1日 至2025年 3月31日)
連結経常収益	百万円	7,309	8,517	8,100	14,565	16,517
連結経常利益	百万円	1,263	2,012	1,407	2,035	2,749
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	1,145	1,514	1,455	-	-
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	-	-	-	1,613	2,188
連結中間包括利益	百万円	2,199	262	2,833	-	-
連結包括利益	百万円	-	-	-	4,070	231
連結純資産額	百万円	39,624	40,732	43,176	41,494	40,763
連結総資産額	百万円	824,039	836,039	847,415	827,483	830,086
1 株当たり純資産額	円	3,926.88	4,144.75	4,460.32	4,154.17	4,139.46
1 株当たり中間純利益	円	133.42	182.59	178.04	-	-
1 株当たり当期純利益	円	-	-	-	183.76	260.61
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	円	53.44	80.44	83.05	-	-
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	-	-	-	85.70	121.54
自己資本比率	%	4.80	4.87	5.09	5.01	4.91
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	27,164	30,821	7,457	24,984	31,068
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	111	1,471	4,548	1,937	8,016
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	449	501	419	450	502
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高	百万円	109,767	138,967	144,254	110,119	132,668
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	648 〔213〕	628 (214)	621 (216)	622 〔216〕	610 ( 215 )

<sup>(</sup>注) 1. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計-(中間)期末株式引受権-(中間)期末新株予約権-(中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

# (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第116期中	第117期中	第118期中	第116期	第117期
決算年月		2023年 9 月	2024年 9 月	2025年 9 月	2024年 3 月	2025年3月
経常収益	百万円	7,087	8,337	7,962	14,135	16,177
経常利益	百万円	1,240	1,989	1,393	1,995	2,713
中間純利益	百万円	1,122	1,492	1,442	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	1,575	2,153
資本金	百万円	13,351	13,351	13,351	13,351	13,351
発行済株式総数	千株	普通株式 8,096 A種優先株式	普通株式 7,916 A種優先株式	普通株式 7,768 A種優先株式	普通株式 7,916 A種優先株式	普通株式 7,768 A種優先株式
		B 種優先株式 850	B 種優先株式 850	B 種優先株式 850	B 種優先株式 850	B 種優先株式 850
純資産額	百万円	39,742	40,627	43,053	41,412	40,656
総資産額	百万円	822,254	834,298	845,500	825,761	828,386
預金残高	百万円	774,985	780,959	789,994	776,776	776,149
貸出金残高	百万円	576,075	590,386	596,538	583,501	592,299
有価証券残高	百万円	81,644	84,492	87,277	84,666	89,938
1株当たり配当額	円	普通株式 - A種優先株式 - B種優先株式	普通株式 - A種優先株式 - B種優先株式	普通株式 - A種優先株式 - B種優先株式	普通株式 30.00 A種優先株式 - B種優先株式 175.00	普通株式 35.00 A種優先株式 - B種優先株式 175.00
自己資本比率	%	4.83	4.86	5.09	5.01	4.90
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	644 ( 210 )	624 ( 209 )	617 ( 209 )	618 ( 212 )	606 ( 210 )

<sup>(</sup>注) 1. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計-(中間)期末株式引受権-(中間)期末新株予約権)を (中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

# 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

# 第2 【事業の状況】

## 1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間における国内経済は、物価上昇や米国の関税政策などにより、依然として不透明な状況が続く中で、雇用・所得環境の改善の動きが継続し、個人消費に持ち直しの動きがみられました。

鹿児島県内の経済におきましても、物価上昇の影響はあるものの、個人消費は緩やかに回復しつつあります。一方で、観光関連では自然災害などの影響により、宿泊者数が前年を下回るなど、今後の動きに留意する必要があると認識しております。

このような状況の中で、私ども南日本銀行グループは、「"つながり"の強さで、地域の輝く未来をつくる」というパーパスのもと、取引先事業者の資金繰り支援、WIN-WINネット業務による本業支援に取組んでいます。今後はこれらに加え、お取引先の経営課題に的確に対応できる「プロの人材」や、データ分析やAIを活用できる「データ人材」の育成に取組み、物価高や人員不足等の影響を受けるお取引先に寄り添いながら、経営改善やDX支援に一層注力し、地域経済の回復と活性化に貢献してまいります。

以上のような経済情勢のもと、当中間連結会計期間の財政状態及び経営成績につきましては、以下のとおりとなりました。

預金は、安定した資金調達を第一に考え、個人預金を中心に増強を図った結果、当中間連結会計期間末残高は、 前連結会計年度末に比べ138億6千1百万円増加して7,897億7千5百万円となりました。

貸出金は、中小企業貸出を中心に増強を図った結果、当中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末に比べ42 億8千9百万円増加して5,963億3千8百万円となりました。

有価証券は、前連結会計年度末に比べ26億6千万円減少して872億5千万円となりました。

経常収益は、貸出金利息は増加したものの、株式等売却益の減少等により、前中間連結会計期間に比べ4億1千7百万円減少して81億円となりました。

経常費用は、与信関係費用は減少したものの、預金利息や経費が増加したこと等により、前中間連結会計期間に 比べ1億8千9百万円増加して66億9千3百万円となりました。

この結果、当中間連結会計期間の経常利益は、前中間連結会計期間に比べ6億5百万円減少して14億7百万円となり、親会社株主に帰属する中間純利益は、前中間連結会計期間に比べ5千9百万円減少して14億5千5百万円となりました。

#### 国内・国際業務部門別収支

(経営成績説明)当中間連結会計期間の資金運用収益は、前中間連結会計期間に比べ5億8百万円増加して69億2千万円となりました。また、資金調達費用は、前中間連結会計期間に比べ6億3千3百万円増加して7億8千8百万円となりました。この結果、資金運用収支は、前中間連結会計期間に比べ1億2千4百万円減少して61億3千2百万円となりました。

役務取引等収支は、前中間連結会計期間に比べ1億4百万円増加して1千万円のプラスとなりました。 その他業務収支は、前中間連結会計期間に比べ1億9千4百万円増加して7百万円のマイナスとなりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
<b>个里</b> 天只	HDD HDD	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
<b>次</b> 今寒中顺士	前中間連結会計期間	6,256	0	-	6,256
資金運用収支	当中間連結会計期間	6,132	0	-	6,132
うち資金運用	前中間連結会計期間	6,411	0	0	6,412
収益	当中間連結会計期間	6,920	0	0	6,920
うち資金調達	前中間連結会計期間	155	0	0	155
費用	当中間連結会計期間	788	0	0	788
	前中間連結会計期間	94	•	-	94
依務拟分字以文	当中間連結会計期間	10	•	-	10
うち役務取引等	前中間連結会計期間	840	•	-	840
収益	当中間連結会計期間	849	•	-	849
うち役務取引等	前中間連結会計期間	934	1	-	934
費用	当中間連結会計期間	838	•	-	838
その他業務収支	前中間連結会計期間	203	1	-	201
ての他未務収文	当中間連結会計期間	7	0	-	7
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	5	1	-	6
	当中間連結会計期間	37	0	-	37
うちその他業務	前中間連結会計期間	208	1	-	208
費用	当中間連結会計期間	45	1	-	45

- (注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社の業務、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。
  - 2. 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息であります。
  - 3. 資金調達費用は、金銭の信託見合費用(前中間連結会計期間0百万円、当中間連結会計期間0百万円)を 控除して表示しております。

## 国内・国際業務部門別役務取引の状況

(経営成績説明)役務取引等収益は、前中間連結会計期間に比べて9百万円増加して、8億4千9百万円となりました。

役務取引等費用は、前中間連結会計期間に比べて9千6百万円減少して、8億3千8百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
<b>尔黎邢□리李Ⅲ□</b> ∺	前中間連結会計期間	840	-	-	840
役務取引等収益 	当中間連結会計期間	849	-	-	849
うち預金・貸出	前中間連結会計期間	304	-	-	304
業務	当中間連結会計期間	377	-	-	377
うち為替業務	前中間連結会計期間	249	-	-	249
りり付首表例	当中間連結会計期間	257	-	-	257
うち証券関連	前中間連結会計期間	67	-	-	67
業務	当中間連結会計期間	40	-	-	40
うち代理業務	前中間連結会計期間	178	-	-	178
プラル珪素が	当中間連結会計期間	136	-	-	136
うち保護預り・	前中間連結会計期間	3	-		3
貸金庫業務	当中間連結会計期間	2	-		2
うち保証業務	前中間連結会計期間	8	-	-	8
プラ体証未務	当中間連結会計期間	8	-	-	8
·	前中間連結会計期間	934	-	-	934
佼務拟引寺貸用   	当中間連結会計期間	838	-	-	838
うち為替業務	前中間連結会計期間	23	-	-	23
フラ州首耒朔	当中間連結会計期間	24	-	-	24

(注) 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社の業務、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
<b>作里</b> 犬只	<del>,,</del> 77, <i>7</i> 1,	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	780,710	44	-	780,754
	当中間連結会計期間	789,744	30	-	789,775
こた 法動 州 頚 今	前中間連結会計期間	438,484	•	-	438,484
うち流動性預金	当中間連結会計期間	431,735	•	-	431,735
うち定期性預金	前中間連結会計期間	338,885	•	•	338,885
	当中間連結会計期間	354,280	•	•	354,280
うたるの供	前中間連結会計期間	3,340	44	-	3,384
うちその他	当中間連結会計期間	3,728	30	-	3,759
w^÷!	前中間連結会計期間	780,710	44	-	780,754
総合計	当中間連結会計期間	789,744	30	-	789,775

- (注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。
  - 2. 預金の区分は、次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況 業種別貸出状況(末残・構成比)

光线可	前中間連結会詞	計期間	当中間連結会計期間			
業種別	金 額(百万円)	構成比(%)	金 額(百万円)	構成比(%)		
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	590,106	100.00	596,338	100.00		
製造業	26,015	4.41	24,662	4.14		
農業、林業	6,617	1.12	6,534	1.10		
漁業	2,145	0.36	1,893	0.32		
鉱業、採石業、砂利採取業	110	0.02	115	0.02		
建設業	45,414	7.70	43,954	7.37		
電気・ガス・熱供給・水道業	8,154	1.38	7,884	1.32		
情報通信業	2,137	0.36	1,882	0.32		
運輸業、郵便業	13,086	2.22	15,236	2.56		
卸売業、小売業	58,922	9.99	56,721	9.51		
金融業、保険業	7,105	1.20	10,794	1.80		
不動産業、物品賃貸業	140,059	23.74	140,225	23.51		
その他の各種サービス業	100,220	16.98	102,409	17.17		
地方公共団体	26,325	4.46	32,344	5.42		
その他	153,797	26.06	151,685	25.44		
海外及び特別国際金融取引勘定分	•	-	-	-		
政府等	-	-	-	-		
金融機関	-	-	-	-		
その他	-	-	-	-		
合計	590,106	-	596,338	-		

# (注) 国内とは当行及び連結子会社であります。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加等により、74億5千7百万円のプラス(前年同期比233億6千4百万円減少)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還等により、45億4千8百万円のプラス(前年同期比60億1千9百万円増加)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金支払等により、4億1千9百万円のマイナス(前年同期比8千2百万円増加)となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、1,442億5千4百万円(前連結会計年度末比115億8千5百万円増加)となりました。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く経営環境は、顧客ニーズの多様化や金融機関同士の競争激化、また、中長期的には人口減少が見込まれる中で、厳しさを増しております。このような中、当行は地域を支える金融機関として、お取引先への更なる経営支援に取組み、企業を強くし、雇用や商流の維持・拡大を図ることで、地元鹿児島を中心とした地域経済の活性化にこれまで以上に取組んでまいります。また、そのためには継続的な収益を確保することも重要であり、お客様のニーズを捉え、お客様に適した商品・サービスの提供に努めることで収益機会の拡大を図ってまいります。

## (自己資本比率の状況)

# (参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

## 連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2025年 9 月30日
1.連結自己資本比率(2/3)	9.79
2.連結における自己資本の額	425
3.リスク・アセットの額	4,344
4 . 連結総所要自己資本額	173

# 単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2025年 9 月30日
1.自己資本比率(2/3)	9.80
2.単体における自己資本の額	423
3.リスク・アセットの額	4,318
4 . 単体総所要自己資本額	172

#### (資産の査定)

#### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により 経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権 の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3.要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4.正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

#### 資産の査定の額

債権の区分	2024年 9 月30日	2025年 9 月30日	
貝惟の区ガ	金額(億円)	金額(億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	72	71	
危険債権	170	165	
要管理債権	55	58	
正常債権	5,655	5,718	

## 3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

# 第3 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	32,000,000
B種優先株式	32,000,000
計	32,000,000

(注)計の欄には、定款で規定されている発行可能株式総数を記載しております。

#### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数 (株) (2025年 9 月30日)	提出日現在 発行数 (株) (2025年11月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,768,890	7,768,890	福岡証券取引所	(注1)
B種優先株式	850,000	850,000	非上場	(注2)
計	8,618,890	8,618,890	-	-

- 注1. 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は、100株であります。また、会社法 第322条第2項の規定による定款の定めはありません。
  - 2. 単元株式数は、100株であり、議決権はありません。議決権を有しないこととしている理由は、資本増強にあたり 既存の株主への影響を考慮したためであります。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。
    - B種優先株式の内容は下記のとおりであります。

# (1) B種優先配当金

#### B 種優先配当金

当行は、定款第38条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主(以下、「B種優先株主」という。)またはB種優先株式の登録株式質権者(以下、「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、年率1.75%を乗じて算出した額(ただし、B種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日(同日を含む。)から当該基準日(同日を含む。)までの日数につき1年を365日とする日割計算により算出した額)の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下、「B種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して第10項に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

#### 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

#### 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

# (2) B種優先中間配当金

当行は、定款第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下、「B種優先中間配当金」という。)を支払う。

#### (3) 残余財産の分配

#### 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切

に調整される。)に下記 に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記 のほか、残余財産の分配は行わない。 経過B種優先配当金相当額

B種優先株式1株当たりの経過B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にB種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

- (4) 議決権B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。
- (5) 種類株主総会

当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優 先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当行は、2028年10月1日以降、取締役会が別に定める日(以下、「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、金融庁の事前の確認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産をB種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

取得と引換えに交付すべき財産

当行は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、第(3)項 に定める経過B種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過B種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当行は、2031年10月1日(以下、「一斉取得日」という。)をもって、一斉取得日までに当行に取得されていないB種優先株式の全てを取得する。この場合、当行は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記 に定める普通株式の時価(以下、「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

# 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日(当行の終値(以下、「終値」という。)が算出されない日を除く。)の終値の平均値に相当する金額(円 位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が490円(以下、「下限取得価額」という。)を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額(ただし、下記 による調整を受ける。)とする。

下限取得価額の調整

イ.B種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式(以下、「下限取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後下限取得価額」という。)。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

( ) 下限取得価額調整式に使用する時価(下記ハ.( )に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。)その他の証券(以下、「取得請求権付株式等」という。)、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

( ) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における 当行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして下限取 得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

半期報告書

( ) 下限取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する意味を有する。以下、本( )、下記( )および( )ならびに下記ハ.( )において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

( ) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.または下記口. と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下、「修正日」という。)における修正後の価額(以下、「修正価額」という。)が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

( ) 取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記() または() による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

( )株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数(効力発生日における当行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- 口.上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。
- 八.()下限取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日まで(当該適用する日の前日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、当該適用する日の前日が取引日ではない場合は、当該適用する日の前日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本に準じて調整する。
  - ( ) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日に おいて有効な下限取得価額とする。
  - ( ) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.( )ないし( )に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。
  - (iv) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.( )の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.( )および( )の場合には0円、上記イ.( )ないし( )の場合には価額(ただし、( )の場合は修正価額)とする。
- 二.上記イ.( )ないし( )および上記八.( )において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ.上記イ.( )において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.( )に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ.上記イ.( )ないし( )において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降

EDINET提出書類 株式会社南日本銀行(E03670) 半期報告書

に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. ( )ないし( )の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

- ト.下限取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)を使用する。
- (8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

#### 分割または併合

当行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

#### 株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

#### (9) 法令变更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

#### (10) その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

EDINET提出書類 株式会社南日本銀行(E03670) 半期報告書

(2) 【新株予約権等の状況】 【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

> 【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

# (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

# (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年4月1日~ 2025年9月30日	-	8,618	-	13,351	-	4,250

# (5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2025年9月30日現在

		20254 9	月30日現仕
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
南日本銀行行員持株会	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	1,074	12.48
一般財団法人岩崎育英文化財団	鹿児島県鹿児島市山下町9番5号	309	3.60
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	309	3.60
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神2丁目13番1号	280	3.26
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	250	2.91
西日本信用保証株式会社	福岡県福岡市早良区百道浜2丁目2番22号	217	2.52
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	207	2.41
共栄火災海上保険株式会社	東京都港区新橋1丁目18番6号	201	2.34
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷1丁目6番1号	192	2.24
株式会社宮崎太陽銀行	宮崎県宮崎市広島2丁目1番31号	190	2.21
計		3,234	37.57

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。 株式会社日本カストディ銀行(信託口) 207千株

# 所有議決権別

2025年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
南日本銀行行員持株会	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	10,741	13.98
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	3,096	4.03
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神2丁目13番1号	2,808	3.65
一般財団法人岩崎育英文化財団	鹿児島県鹿児島市山下町9番5号	2,596	3.38
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	2,507	3.26
西日本信用保証株式会社	福岡県福岡市早良区百道浜2丁目2番22号	2,172	2.83
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	2,079	2.70
共栄火災海上保険株式会社	東京都港区新橋1丁目18番6号	2,011	2.62
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷1丁目6番1号	1,927	2.51
株式会社宮崎太陽銀行	宮崎県宮崎市広島2丁目1番31号	1,503	1.95
計		31,440	40.91

<sup>(</sup>注) 上記の信託銀行所有議決権数のうち、当該銀行の信託業務に係る所有議決権数は、次のとおりであります。 株式会社日本カストディ銀行(信託口) 2,079個

# (6) 【議決権の状況】

# 【発行済株式】

2025年 9 月30日現在

			2020年 97]00日兆日
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 850,000	-	(注1)
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,684,000	76,840	(注2)
単元未満株式	普通株式 73,290	-	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	8,618,890	-	-
総株主の議決権	-	76,840	-

- (注) 1. B種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。
  - 2. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が3個含まれております。

## 【自己株式等】

2025年 9 月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社南日本銀行	鹿児島市山下町1番1号	11,600	1	11,600	0.13
計	-	11,600	-	11,600	0.13

# 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

# 第4 【経理の状況】

- 1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2.当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。

3.当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第 1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

4.当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

# 1【中間連結財務諸表】

# (1)【中間連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
資産の部	(2322 ) 2 / 33 / 27	(==== 1 = 73== 14)
現金預け金	4 137,225	4 152,434
金銭の信託	389	389
有価証券	1, 2, 4, 8 89,910	1, 2, 4, 8 87,250
貸出金	2, 3, 5 592,049	2, 3, 5 596,338
外国為替	2 9	2 9
リース債権及びリース投資資産	1,564	1,707
その他資産	2, 4 1,591	2, 4 1,611
有形固定資産	6, 7 11,334	6, 7 11,299
無形固定資産	551	580
退職給付に係る資産	343	397
繰延税金資産	1,535	1,082
支払承諾見返	2 3,890	2 3,928
貸倒引当金	10,309	9,613
資産の部合計	830,086	847,415
負債の部		
預金	775,914	789,775
その他負債	7,730	8,734
睡眠預金払戻損失引当金	35	21
偶発損失引当金	593	620
再評価に係る繰延税金負債	6 1,157	6 1,157
支払承諾	3,890	3,928
負債の部合計	789,322	804,238
純資産の部		
資本金	13,351	13,351
資本剰余金	5,191	5,191
利益剰余金	20,648	21,684
自己株式	8	g
株主資本合計	39,182	40,217
その他有価証券評価差額金	671	703
土地再評価差額金	6 2,273	6 2,273
退職給付に係る調整累計額	22	20
その他の包括利益累計額合計	1,578	2,956
非支配株主持分	1	1
純資産の部合計	40,763	43,176
負債及び純資産の部合計	830,086	847,415

# (2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】 【中間連結損益計算書】

		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	8,517	8,100
資金運用収益	6,412	6,920
(うち貸出金利息)	5,581	5,904
(うち有価証券利息配当金)	529	559
役務取引等収益	840	849
その他業務収益	6	37
その他経常収益	1 1,258	1 292
経常費用	6,504	6,693
資金調達費用	155	789
(うち預金利息)	132	764
役務取引等費用	934	838
その他業務費用	208	45
営業経費	2 4,734	2 4,874
その他経常費用	3 472	з 145
経常利益	2,012	1,407
特別利益	-	0
固定資産処分益	-	0
特別損失	33	22
固定資産処分損	5	1
減損損失	4 28	4 21
税金等調整前中間純利益	1,978	1,384
法人税、住民税及び事業税	591	100
法人税等調整額	127	171
法人税等合計	464	71
中間純利益	1,514	1,455
非支配株主に帰属する中間純利益	0	0
親会社株主に帰属する中間純利益	1,514	1,455

# 【中間連結包括利益計算書】

		(単位:百万円)_
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	1,514	1,455
その他の包括利益	1,777	1,377
その他有価証券評価差額金	1,777	1,375
退職給付に係る調整額	0	2
中間包括利益	262	2,833
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	262	2,833
非支配株主に係る中間包括利益	0	0

# (3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	13,351	5,310	18,742	13	37,390	
当中間期変動額						
剰余金の配当			385		385	
親会社株主に帰属する中 間純利益			1,514		1,514	
自己株式の取得				113	113	
土地再評価差額金の取崩			19		19	
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	-	-	1,147	113	1,034	
当中間期末残高	13,351	5,310	19,890	127	38,424	

		その他の包括	5利益累計額			
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	1,704	2,410	13	4,102	1	41,494
当中間期変動額						
剰余金の配当						385
親会社株主に帰属する中 間純利益						1,514
自己株式の取得						113
土地再評価差額金の取崩						19
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)	1,777	19	0	1,796	0	1,796
当中間期変動額合計	1,777	19	0	1,796	0	762
当中間期末残高	72	2,391	13	2,305	1	40,732

# 当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	13,351	5,191	20,648	8	39,182	
当中間期変動額						
剰余金の配当			420		420	
親会社株主に帰属する中 間純利益			1,455		1,455	
自己株式の取得				0	0	
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	ı	ı	1,035	0	1,035	
当中間期末残高	13,351	5,191	21,684	9	40,217	

		その他の包括	5利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	非支配株主持分	
当期首残高	671	2,273	22	1,578	1	40,763
当中間期変動額						
剰余金の配当						420
親会社株主に帰属する中 間純利益						1,455
自己株式の取得						0
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)	1,375	-	2	1,377	0	1,377
当中間期変動額合計	1,375	-	2	1,377	0	2,412
当中間期末残高	703	2,273	20	2,956	1	43,176

# (4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		<u> </u>
税金等調整前中間純利益	1,978	1,384
減価償却費	493	513
減損損失	28	21
持分法による投資損益(は益)	0	0
貸倒引当金の増減()	36	696
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	8	3
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	56	46
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	17	13
偶発損失引当金の増減額( は減少)	22	27
資金運用収益	6,412	6,920
資金調達費用	155	789
有価証券関係損益( )	908	158
金銭の信託の運用損益( は運用益)	0	0
固定資産処分損益( は益)	5	1
貸出金の純増( )減	6,905	4,288
預金の純増減( )	4,180	13,860
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	27,671	3,623
外国為替(資産)の純増( )減	0	0
リース債権及びリース投資資産の純増( )減	46	142
資金運用による収入	6,404	6,959
資金調達による支出	100	568
その他	4,470	833
小計	30,992	7,928
	171	471
営業活動によるキャッシュ・フロー	30,821	7,457
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	10,966	7,615
有価証券の売却による収入	4,159	3,019
有価証券の償還による収入	5,455	9,406
有形固定資産の取得による支出	58	158
有形固定資産の売却による収入	-	8
無形固定資産の取得による支出	62	112
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,471	4,548
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	387	419
自己株式の取得による支出	113	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	501	419
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	28,847	11,585
現金及び現金同等物の期首残高	110,119	132,668
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 138,967	1 144,254

#### 【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1.連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社 2社

なんぎんリース株式会社

株式会社なんぎんキャピタル

(2) 非連結子会社 1社

なんぎん地域未来応援ファンド投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- 2 . 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 1社

南九州サービス株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

なんぎん地域未来応援ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3.連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

- 4.会計方針に関する事項
- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物: 8年~50年 その他: 5年~30年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しておりま す

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5)貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協

半期報告書

会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権 等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻 請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度の代位弁済に伴い発生する負担金等の支払い等に備えるため、 将来発生する損失額を見積り計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

当行及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束したサービスが顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上方法

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ 取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨 ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(12) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
株式	17百万円	18百万円
出資金	314百万円	309百万円

2.銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,630百万円	7,179百万円
危険債権額	16,833百万円	16,575百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円	- 百万円
貸出条件緩和債権額	5,618百万円	5,814百万円
合計額	30,082百万円	29,569百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
	1,304百万円

4.担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
担保に供している資産		
有価証券	480百万円	482百万円
担保資産に対応する債務		
コールマネー及び売渡手形	- 百万円	- 百万円

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
預け金	8百万円	7百万円
有価証券	32,765百万円	30,119百万円
また、その他資産には、敷金	等が含まれておりますが、その金額は次のと	:おりであります。
	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
	66百万円	64百万円

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認 会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年 3 月17日) に基づき金融取引として処理しておりますが、これによ り引き渡した商業手形はありません。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契 約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。こ れらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	47,939百万円	45,504百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	46,767百万円	44,332百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも 当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、 金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契 約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・ 有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必 要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、 評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、 これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格に、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度	当中間連結会計期間
(2025年 3 月31日)	(2025年 9 月30日)
3,326百万円	3,235百万円

#### 7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
減価償却累計額	9,068百万円	9,198百万円

8.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)	
840百万円	640百万円	

(中間連結損益計算書関係)

1.その他経常収益には、次のものを含んでおります。

-		前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
Ī	株式等売却益	1,207百万円	202百万円
	債権売却益	21百万円	65百万円
	貸倒引当金戻入益	- 百万円	6百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給料・手当	1,992百万円	2,056百万円
退職給付費用	5百万円	9百万円

3.その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金繰入額	296百万円	- 百万円
株式等売却損	95百万円	23百万円

4. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

減損を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額は次のとおりです。

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

#### 鹿児島県外

用途	種類	減損損失
営業用店舗等	土地	28百万円
合計	-	28百万円

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

## 鹿児島県内

用途	種類	減損損失
営業用店舗等	建物等	21百万円
合計	-	21百万円

#### (資産グループの概要及びグルーピングの方法)

営業用店舗等の営業用資産については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として営業店単位で、遊休資産等については、各々が独立した資産としてグルーピングしております。また、本部、コンピュータセンター、社宅、ATMコーナー等については独立したキャッシュ・フローを生みださないことから共用資産としております。連結子会社については、個社ごとにグルーピングしております。

#### (回収可能価額)

減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であり、路線価、固定資産税評価額等から処分費用 見込額を控除して算出しております。 (中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自2024年4月1日 至2024年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

					<u>(平四・11本)</u>
	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,916	-	-	7,916	
B 種優先株式	850	-	-	850	
合計	8,766	-	-	8,766	
自己株式					
普通株式	10	148	-	158	(注)
合計	10	148	-	158	

(注)普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の取得及び自己株式立会外買付取引によるものであります。

## 2.配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	237	30.00	2024年3月31日	2024年 6 月26日
2024年 6 月25日 定時株主総会	B 種優先株式	148	175.00	2024年3月31日	2024年 6 月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

					( <u>+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + </u>
	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,768	-	-	7,768	
B 種優先株式	850	-	-	850	
合計	8,618	-	-	8,618	
自己株式					
普通株式	11	0	-	11	(注)
合計	11	0	-	11	

<sup>(</sup>注)普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の取得によるものであります。

# 2.配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	271	35.00	2025年3月31日	2025年 6 月26日
2025年 6 月25日 定時株主総会	B 種優先株式	148	175.00	2025年3月31日	2025年 6 月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1.現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)				
現金預け金勘定	144,031百万円	152,434百万円				
普通預け金	4,770百万円	7,876百万円				
定期預け金	7百万円	7百万円				
その他の預け金	285百万円	296百万円				
現金及び現金同等物	138,967百万円	144,254百万円				

(リース取引関係)

## 1.ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務機器等であります。

## リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

# 2.オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
1 年内	30	30
1 年超	84	72
合 計	114	102

(金融商品関係)

# 1.金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金、外国為替(資産)は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差額
(1) 金銭の信託	389	389	-
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	859	848	11
その他有価証券	87,457	87,457	-
(3) 貸出金	592,049		
貸倒引当金(*1)	10,165		
	581,884	586,342	4,458
資産計	670,590	675,037	4,446
(1) 預金	775,914	775,877	36
負債計	775,914	775,877	36
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

- (\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差額
(1) 金銭の信託	389	389	-
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	656	646	10
その他有価証券	84,994	84,994	-
(3) 貸出金	596,338		
貸倒引当金(*1)	9,473		
	586,865	590,560	3,695
資産計	672,905	676,590	3,684
(1) 預金	789,775	789,802	26
負債計	789,775	789,802	26
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

- (\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目に ついては、( )で表示しております。
- (注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

		(
区分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
非上場株式(*1)(*2)	1,098	1,098
組合出資金(*3)	494	500

- (\*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (\*2) 前連結会計年度において、非上場株式については、減損処理は該当ありません。 当中間連結会計期間において、非上場株式については、減損処理は該当ありません。
- (\*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021 年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

#### 2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算

定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイン

プットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品前連結会計年度(2025年3月31日)

	時価			
区分	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
金銭の信託	-	389	-	389
有価証券				
その他有価証券				
国債	28,866	-	-	28,866
地方債	-	30,550	-	30,550
社債	-	11,175	-	11,175
株式	7,171	-	-	7,171
その他	5,301	4,392	-	9,694
デリバティブ取引	-	-	-	-
資産計	41,339	46,507	-	87,846
デリバティブ取引	-	-	-	-
負債計	-	-	-	-

(単位:百万円)

区分		時	価	
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
金銭の信託	-	389	-	389
有価証券				
その他有価証券				
国債	26,759	-	-	26,759
地方債	-	29,077	-	29,077
社債	-	10,398	-	10,398
株式	7,914	-	-	7,914
その他	6,467	4,377	-	10,844
デリバティブ取引	-	-	-	-
資産計	41,141	44,242	-	85,383
デリバティブ取引	-	-	-	-
負債計	-	-	-	-

# (2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品 前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

E //	時 価				
区分	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計	
有価証券					
満期保有目的の債券					
社債	-	19	828	848	
貸出金	-	-	586,342	586,342	
資産計	-	19	587,171	587,190	
預金	-	775,877	-	775,877	
負債計	-	775,877	-	775,877	

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

区分	時 価				
<u> </u>	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計	
有価証券					
満期保有目的の債券					
社債	-	16	629	646	
貸出金	-	-	590,560	590,560	
資産計	-	16	591,190	591,206	
預金	-	789,802	-	789,802	
負債計	-	789,802	-	789,802	

#### (注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 資 産

# 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について は、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレ ベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の起債を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観測不能であることからレベル3の時価に分類しております。

### 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

上記時価については、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であるため、すべてレベル3の時価に分類しております。

# 負債

# 預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。上記時価は、すべてレベル2の時価に分類しております。

# (有価証券関係)

「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

# 1.満期保有目的の債券

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え	社債	200	200	0
るもの	小計	200	200	0
時価が連結貸借対 照表計上額を超え	社債	659	647	12
思表訂工額を超え ないもの	小計	659	647	12
合計	-	859	848	11

# 当中間連結会計期間 (2025年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸 借対照表計上額を	社債	-	-	-
超えるもの	小計	-	-	-
時価が中間連結貸 借対照表計上額を	社債	656	646	10
超えないもの	小計	656	646	10
合計	-	656	646	10

# 2. その他有価証券

# 前連結会計年度(2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 ( 百万円 )	差額 (百万円)
	株式	6,504	4,143	2,360
	債券	5,598	5,596	1
海红伐供针四丰缸	国債	4,498	4,496	1
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	地方債	1,000	1,000	0
超んるもの	社債	100	99	0
	その他	1,010	909	101
	小計	13,113	10,649	2,463
	株式	666	773	106
	債券	64,993	67,016	2,023
海丝贷供过昭丰盐	国債	24,367	24,918	550
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	地方債	29,550	30,699	1,149
<b>超んないもの</b>	社債	11,075	11,399	323
	その他	8,683	10,125	1,442
	小計	74,343	77,916	3,572
合計		87,457	88,566	1,108

# 当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

	期间(2023年 9) 	差額		
	「主人六	計上額(百万円)	(百万円)	(百万円)
	株式	7,682	4,349	3,332
	債券	1	-	1
中間連結貸借対照	国債	1	-	1
・ ・表計上額が取得原 ・価を超えるもの	地方債	-	-	-
一種を超えるのの	社債	-	-	-
	その他	4,079	3,446	632
	小計	11,761	7,796	3,964
	株式	232	286	53
	債券	66,234	68,416	2,182
中間連結貸借対照	国債	26,759	27,418	658
表計上額が取得原 価を超えないもの	地方債	29,077	30,299	1,222
一個を超んないもの	社債	10,398	10,699	301
	その他	6,765	7,604	838
	小計	73,232	76,307	3,074
合計		84,994	84,104	890

### 3.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

当中間連結会計期間における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

時価の下落率が50%以上の場合。

時価の下落率が30%以上50%未満の場合、下記イ~八の何れかに該当する場合は回復可能性があると認められないと判断し、減損処理を行う。

- イ.株式の時価が過去2年間にわたり、30%以上下落した状態にある場合。
- 口.株式の発行会社が債務超過の状態にある場合。
- ハ.株式の発行会社が2期連続で損失を計上しており、翌期も連続して損失を計上すると予想される場合。

時価の下落率が30%未満の場合には、著しく下落には該当せず、減損処理は行わない。

### (金銭の信託関係)

1.満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (2025年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (2025年9月30日現在)

# (その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	1,108
その他有価証券	1,108
その他の金銭の信託	-
繰延税金資産	436
( )繰延税金負債	-
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	672
( )非支配株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	671

# 当中間連結会計期間 (2025年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	890
その他有価証券	890
その他の金銭の信託	-
繰延税金資産	-
( )繰延税金負債	187
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	702
( )非支配株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	703

# (デリバティブ取引関係)

# 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在) 該当事項はありません。 当中間連結会計期間(2025年9月30日現在) 該当事項はありません。

### (2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在) 該当事項はありません。 当中間連結会計期間(2025年9月30日現在) 該当事項はありません。

### (3) 株式関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在) 該当事項はありません。 当中間連結会計期間(2025年9月30日現在) 該当事項はありません。

# (4) 債券関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在) 該当事項はありません。 当中間連結会計期間(2025年9月30日現在) 該当事項はありません。

# (5) 商品関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在) 該当事項はありません。 当中間連結会計期間(2025年9月30日現在) 該当事項はありません。

# (6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。 当中間連結会計期間 (2025年9月30日現在) 該当事項はありません。

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

### 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在) 該当事項はありません。 当中間連結会計期間(2025年9月30日現在) 該当事項はありません。

# (2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在) 該当事項はありません。 当中間連結会計期間(2025年9月30日現在) 該当事項はありません。

### (3) 株式関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在) 該当事項はありません。 当中間連結会計期間(2025年9月30日現在) 該当事項はありません。

# (4) 債券関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在) 該当事項はありません。 当中間連結会計期間(2025年9月30日現在) 該当事項はありません。

# (資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性がないため、注記を省略しております。

# (賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性がないため、注記を省略しております。

# (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

区分	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
役務取引等収益	840	849
預金・貸出業務	304	377
為替業務	249	257
証券関連業務	67	40
代理業務	178	136
保護預り・貸金庫業務	3	2
保証業務	8	8
その他	27	25
顧客との契約から生じる経常収益	840	849
上記以外の経常収益	7,677	7,251
経常収益	8,517	8,100

### (セグメント情報等)

### 【セグメント情報】

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはリース業務等が含まれております。

#### 【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

### 1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	5,581	1,741	1,193	8,517

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

#### 2.地域ごとの情報

#### (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90% を超えるため、記載を省略しております。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

### 1. サービスごとの情報

(単位・百万円)

				( <u>早</u> 位 . 日八日)
	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	5,904	800	1,395	8,100

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

# 2.地域ごとの情報

#### (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を 超えるため、記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90% を超えるため、記載を省略しております。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

EDINET提出書類 株式会社南日本銀行(E03670) 半期報告書

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他事業」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

# (1株当たり情報)

# 1.1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1株当たり純資産額	4,139円46銭	4,460円32銭

# 2.1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	円	182.59	178.04
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,514	1,455
普通株主に帰属しない金額	百万円	74	74
うち定時株主総会決議による優先配当 額	百万円	74	74
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間 制統利益	百万円	1,439	1,381
普通株式の期中平均株式数	千株	7,885	7,757
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	80.44	83.05
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	74	74
うち支払利息(税額相当額控除後)	百万円	-	-
うち優先株式に係る金額	百万円	74	74
普通株式増加数	千株	10,939	9,770
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり中間純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要		-	-

(注) 1.前中間連結会計期間の定時株主総会決議による優先配当額は、2025年3月31日を基準日として配当を予定している額のうち、前中間連結会計期間に帰属するものとして算定された額を記載しております。また、当中間連結会計期間の定時株主総会決議による優先配当額は、2026年3月31日を基準日として配当を予定している額のうち、当中間連結会計期間に帰属するものとして算定された額を記載しております。

# (重要な後発事象)

EDINET提出書類 株式会社南日本銀行(E03670) 半期報告書

2 【その他】

# 3【中間財務諸表】

# (1)【中間貸借対照表】

		(単位:百万円)
	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
資産の部		
現金預け金	4 137,225	4 152,434
金銭の信託	389	389
有価証券	1, 2, 4, 6 89,938	1, 2, 4, 6 87,277
貸出金	2, 3, 5 592,299	2, 3, 5 596,538
外国為替	2 9	2 9
その他資産	901	946
その他の資産	2, 4 901	2, 4 946
有形固定資産	11,320	11,291
無形固定資産	550	578
前払年金費用	539	542
繰延税金資産	1,525	1,073
支払承諾見返	2 3,890	2 3,928
貸倒引当金	10,203	9,511
資産の部合計	828,386	845,500
負債の部		
預金	776,149	789,994
その他負債	5,741	6,607
未払法人税等	503	121
リース債務	27	36
資産除去債務	18	18
その他の負債	5,190	6,430
退職給付引当金	162	115
睡眠預金払戻損失引当金	35	21
偶発損失引当金	593	620
再評価に係る繰延税金負債	1,157	1,157
支払承諾	3,890	3,928
負債の部合計	787,730	802,446

		(単位:百万円)
	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
純資産の部		
資本金	13,351	13,351
資本剰余金	5,204	5,204
資本準備金	4,250	4,250
その他資本剰余金	954	954
利益剰余金	20,507	21,529
利益準備金	1,565	1,649
その他利益剰余金	18,941	19,880
繰越利益剰余金	18,941	19,880
自己株式	8	9
株主資本合計	39,054	40,076
その他有価証券評価差額金	672	702
土地再評価差額金	2,273	2,273
評価・換算差額等合計	1,601	2,976
純資産の部合計	40,656	43,053
負債及び純資産の部合計	828,386	845,500

# (2)【中間損益計算書】

		(単位:百万円)
	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	8,337	7,962
資金運用収益	6,242	6,795
(うち貸出金利息)	5,584	5,906
(うち有価証券利息配当金)	529	559
役務取引等収益	831	842
その他業務収益	6	37
その他経常収益	1 1,257	1 287
経常費用	6,347	6,569
資金調達費用	132	764
(うち預金利息)	132	764
役務取引等費用	934	838
その他業務費用	208	45
営業経費	2 4,589	2 4,779
その他経常費用	з 483	з 141
経常利益	1,989	1,393
特別利益	-	0
固定資産処分益	-	0
特別損失	33	22
固定資産処分損	5	1
減損損失	28	21
税引前中間純利益	1,955	1,371
法人税、住民税及び事業税	590	99
法人税等調整額	127	171
法人税等合計	463	71
中間純利益	1,492	1,442

# (3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本						
			資本剰余金	資本剰余金		利益剰余金	
	資本金	資本準備金	その他資本	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金合計
			剰余金		l	繰越利益剰余金	
当期首残高	13,351	4,250	1,073	5,323	1,488	17,147	18,635
当中間期変動額							
剰余金の配当						385	385
中間純利益						1,492	1,492
利益準備金の積立					77	77	-
自己株式の取得							
土地再評価差額金の取崩						19	19
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	•	•	•	-	77	1,048	1,125
当中間期末残高	13,351	4,250	1,073	5,323	1,565	18,195	19,761

	株主資本		割	評価・換算差額等			
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	13	37,296	1,704	2,410	4,115	41,412	
当中間期変動額							
剰余金の配当		385				385	
中間純利益		1,492				1,492	
利益準備金の積立		-				-	
自己株式の取得	113	113				113	
土地再評価差額金の取崩		19				19	
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)			1,777	19	1,796	1,796	
当中間期変動額合計	113	1,012	1,777	19	1,796	784	
当中間期末残高	127	38,308	72	2,391	2,318	40,627	

# 当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:百万円)

							E - H/3/3/
	株主資本						
			資本剰余金			利益剰余金	
	資本金	資本準備金	その他資本	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金合計
			剰余金			繰越利益剰余金	
当期首残高	13,351	4,250	954	5,204	1,565	18,941	20,507
当中間期変動額							
剰余金の配当						420	420
中間純利益						1,442	1,442
利益準備金の積立					84	84	-
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	-			-	84	938	1,022
当中間期末残高	13,351	4,250	954	5,204	1,649	19,880	21,529

	株主資本		i	評価・換算差額等			
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	8	39,054	672	2,273	1,601	40,656	
当中間期変動額							
剰余金の配当		420				420	
中間純利益		1,442				1,442	
利益準備金の積立		-				-	
自己株式の取得	0	0				0	
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)			1,374	-	1,374	1,374	
当中間期変動額合計	0	1,022	1,374	-	1,374	2,397	
当中間期末残高	9	40,076	702	2,273	2,976	43,053	

### 【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 . 商品有価証券の評価基準及び評価方法
  - 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 2. 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- 4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物: 8年~50年 その他: 5年~30年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- 5. 引当金の計上基準
- (1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

#### (2)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按 分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

# (3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻 請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### (4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度の代位弁済に伴い発生する負担金等の支払い等に備えるため、 将来発生する損失額を見積り計上しております。

#### 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 7. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

当行の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束したサービスが顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

#### 8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ 取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨 ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

#### 9. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

### (1)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### (2)消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

### 1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	me an	
	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
株式	50百万円	50百万円
出資金	311百万円	306百万円

2.銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,630百万円	7,179百万円
危険債権額	16,833百万円	16,575百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円	- 百万円
貸出条件緩和債権額	5,618百万円	5,814百万円
合計額	30,082百万円	29,569百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度	当中間会計期間
(2025年 3 月31日)	(2025年 9 月30日)
	1,304百万円

4.担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
担保に供している資産		
有価証券	480百万円	482百万円
担保資産に対応する債務		
コールマネー	- 百万円	- 百万円

上記のほか、為替決済、日本銀行共通担保等の担保として、次のものを差し入れております。

工品のほか、河首人内、日本銀行共通担体等の担体として、人のものを差し入れてのうよう。				
	前事業年度	当中間会計期間		
	(2025年3月31日)	(2025年 9 月30日)		
預け金	8百万円	7百万円		
有価証券	32,765百万円	30,119百万円		
また、その他の資産には、敷金等が	が含まれておりますが、その金額は次の	とおりであります。		
	前事業年度	当中間会計期間		
	(2025年3月31日)	(2025年 9 月30日)		
	62百万円	61百万円		

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形はありません。

5.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
融資未実行残高	48,039百万円	45,654百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	46,867百万円	44,482百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも 当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変 化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の 担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契 約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度	当中間会計期間	
	ᆿᅮᄖᇴᆔᄳᄖ	
(2025年 3 月31日)	(2025年 9 月30日)	
(2020 <del>+</del> 3 73111)	(2023年 7 万 30 日 )	
040五七四	C40 五 工 田	
840百万円	640百万円	

# (中間損益計算書関係)

# 1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
株式等売却益	1,207百万円	202百万円
債権売却益	21百万円	65百万円
貸倒引当金戻入益	- 百万円	2百万円

# 2.減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
有形固定資産	157百万円	168百万円
無形固定資産	52百万円	80百万円

# 3.その他経常費用には、次のものを含んでおります。

C 03 10 11 12 13 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	O 0 C E 10 C 00 7 O 0 7 0	
	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金繰入額	307百万円	- 百万円
株式等売却損	95百万円	23百万円

# (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

# 前事業年度(2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	1
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

# 当中間会計期間 (2025年9月30日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

# (注)上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位:百万円)

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
子会社株式及び出資金	356	351
関連会社株式	5	5

# (重要な後発事象)

EDINET提出書類 株式会社南日本銀行(E03670) 半期報告書

4【その他】

EDINET提出書類 株式会社南日本銀行(E03670) 半期報告書

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年11月20日

株式会社南日本銀行 取締役会 御中

# EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 宮田 八郎

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 中園 龍也

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社南日本銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社南日本銀行及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して 投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立 場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要 性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的

専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リス ク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報 の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠 に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかど うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財 務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場 合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告 書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる 可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年11月20日

株式会社南日本銀行 取締役会 御中

# EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 宮田 八郎

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 中園 龍也

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社南日本銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第118期事業年度の中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社南日本銀行の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

# 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が 基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。